

株式会社インティメート・マージャー
定 款

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社インティメート・マージャーと称し、英文では、Intimate Merger, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソーシャルメディアの分析結果を用いた広告商品の開発
2. データ分析技術を用いた広告商品の開発
3. データ分析技術を用いた研究、調査及び情報提供、コンサルティング
4. 広告及び広告代理に関する業務
5. 各種マーケティング業
6. コンサルティング業
7. 各種システム、ソフトウェア、インターネットを用いた事業及びデジタルコンテンツの企画、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理、輸出入及びこれらの仲介業
8. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業
9. 投資業並びに投資顧問業
10. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
11. 通信販売業
12. 古物売買業
13. 旅行業
14. 不動産の売買、賃貸借、仲介、運用、管理及び鑑定業
15. 公営競技の投票券、スポーツ振興券、当せん金付証券などの販売及び払戻
16. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、9,600,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度の末日を基準日とし、基準日現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主(以下「基準日株主」という)とする。

- 2 第1項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主名簿及び新株予約権簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は、事業年度末日から3か月以内に、招集し、臨時株主総会は、必要に応じて、定時株主総会の手続に準じてこれを招集する。

- 2 株主総会を招集するときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日の2週間前までにその通知を発する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意がある場合は、招集手続を採ることを要しない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 当社の株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、株主又は代理人は、総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議等)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長が記名押印又は電子署名を行い、当社の本店において10年間保存するものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 当社の取締役は、株主総会において、議決権の行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の終了の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に係わらず、当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 代表取締役1名以上を置き、取締役会の決議によってこれを定めることとする。

- 2 代表取締役が1名の場合は、その代表取締役を社長とし、代表取締役が2名以上あるときは、取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長を選定する。
- 3 当社は、必要に応じ、取締役会の決議によって、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬及び退職慰労金)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、監査役との間で、会社法第 427 条第1項の規定により、同法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第43条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 427 条第1項の規定により、同法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(期末配当金)

第45条 当社は、株主総会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

平成28年7月15日改定
平成28年12月15日改定
平成29年12月18日改定
令和元年6月14日改定
令和2年12月17日改定
令和4年12月21日改定